

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する船舶保険契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を示すものである。

1 競争入札の付する事項

(1) 契約の名称

潜水作業実習船「種市丸」船舶保険契約

(2) 船舶の構造等

ア 船種及び船名	汽船 種市丸
イ 船質	鋼
ウ 総トン数	43 トン
エ 建造年月	平成 31 年 3 月
オ 取得年月日	平成 31 年 3 月 15 日
カ 航路定限	八戸/久慈-相互間、ただし、最遠隔港間直行航程 50 海里以内
キ 取得価格	399,600,000 円
ク 保険金額	399,600,000 円
ケ 保険期間	令和 7 年 4 月 5 日午前 0 時から 1 年間
コ 保険事故	保険適用の実績なし。

(3) てん補の範囲

船舶保険普通保険約款、船舶保険第 5 種特別約款（ただし、同約款第 2 条（休航戻）削除）によること。

(4) 付帯する特約条項

- ア 被保険者に関する特別条項
- イ 電子機器類の日付認識問題に関する特別条項
- ウ 原子力危険、生物化学兵器、電磁兵器による損害不担保特別条項
- エ 消費税に関する特別条項
- オ 先取特権等に関する特別条項
- カ 制裁等に関する特別条項
- キ 同時被曳航制限特別条項
- ク 保険料に関する特別条項（後払期日用）
- ケ 氷による損傷修繕費不担特別条項
- コ 爆発による損傷修繕費追加担保特別条項(C)
- サ 船底防汚塗料てん補特別条項(A)
- シ 超過衝突損害賠償金てん補特別条項(A)
- ス 解撤回航時の全損金支払制限特別条項
- セ 船費保険契約禁止特別条項

(5) 保険料の支払い

保険者の口座に一括で支払うものであること。

(6) その他

内容に定めのないものについては、協議の上、決定する。

2 入札の日時及び場所

入札公告に示すとおり。

3 入札参加資格及び入札参加手続き

入札公告に示すとおり。

なお、入札公告の 2 (5) に示す事項については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

4 入札参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、重複して一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 1

号)を提出することはできない。

なお、これらの関係がある複数の者から一般競争入札参加資格確認申請書の提出があった場合は、その全ての者の入札への参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する場合は、資本関係があるものとする。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続中の会社又は会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する場合は、人的関係があるものとする。ただし、アの場合にあっては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人(民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又は会員の関係にある場合

(4) 適正な入札が阻害されると認められる場合

(5) その他(1)から(4)までに掲げる場合と同視しうる関係があると認められる場合

5 入札

(1) 入札は、入札書を指定の日時及び場所において提出させることによって行うものとする。

(2) 代理人から入札書が提出された場合は、当該代理人から提出される委任状により委任関係を確認するものとする。

(3) 入札執行の際、入札参加者に次の事項を周知させるものとする。

ア 入札書記載事項の確認

イ 入札が無効となる場合

ウ 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがあること。

6 入札の辞退

入札書が指定の日時及び場所において提出されなかった場合は、入札参加者は辞退したものとして取扱うものとする。

7 入札書

(1) 入札書(様式第2号)は、岩手県が示す様式とし、当該等式に次に掲げる事項を記載の上、押印するものとする。

ア 入札年月日

イ 入札参加者の住所、氏名及び印(法人の場合は、その所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印。なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名及び印を加えるものとする。)

ウ あて名(岩手県知事 達増 拓也 とする。)

エ 入札金額

オ 件名(「潜水作業実習船「種市丸」船舶保険契約」とすること。)

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額をもって落札価格とする。

(3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印を押印しておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。

(4) 入札書は、その提出後においては、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8 委任状

代理人が入札に参加する場合は、次の事項を記載した委任状(様式第3号)を入札執行前に提出しなければならない。

- (1) 委任年月日
- (2) あて名(岩手県知事 達増 拓也 とする。)
- (3) 委任事項
- (4) 委任者の住所、氏名及び印
- (5) 受任者(代理人)の住所、氏名及び印

9 入札保証金

- (1) 入札者は、入札日(入札執行前)に各自が見積もる金額の100分の3以上の入札保証金を、原則として現金(現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、入札日前に事前に担当課まで連絡すること。)で納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、その受入期間について利息を付けないものとする。
- (3) 入札保証金は、入札終了後にこれを還付する。
なお、還付の際に印鑑(印鑑登録印)が必要となるため、持参すること。
- (4) 入札保証金の還付にあたっては、領収票に貼付する収入印紙(200円分)を準備すること。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札金額が判別できない場合
- (3) 入札書に記名押印のない場合
- (4) 無資格者又は無権代理人が入札した場合
- (5) 入札金額を訂正した場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が同一回で入札書を2つ以上提出した場合における当該入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

11 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、入札終了後、直ちに入札を行った場所で行うものとする。
- (2) 入札金額が、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上いる場合は、その場所において、直ちにくじを引かせて落札者を決めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 開札して落札者が決定しない場合は、当該入札に係る最低入札額を公表するものとする。

12 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちに、その場所において、再度入札に付することができるものとする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者に限るものとする。
- (3) 入札執行回数は制限しない。

13 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

14 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、契約書を作成するまでの間は、当該落札者が入札公告又は入札説明書に定める要

件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

- (2) 入札公告の2 (3) 及び (4) に定める資格については、当該規定で示す期間を (1) の期間に読み替えて、(1) の規定を適用するものとする。
- (3) 落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約の相手方が契約を履行しないときは、契約保証金は岩手県に帰属する。

15 本説明書についての問い合わせ等

- (1) 本説明書等について疑義がある場合は、16 の担当へ教育企画室長あてで令和 7 年 3 月 17 日 (月) までに書面により行うこと。ただし、一般的事項に関しては随時、電話又は口頭により照会して差し支えないこと。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、令和 7 年 3 月 19 日 (水) までに質問を求めたもの及び参加資格者に対し、F A X で回答する。

16 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県教育委員会事務局教育企画室施設整備管財担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 TEL 019-629-6156 FAX 019-629-6119